

## 検査設備明細書

対象容器：超低温容器（容器則第33条第2号）

### 1 気密試験のための設備（告示第31条第2項第1号）

設 備	メー カー	型 式	数	備 考
圧力計（検査を行う容器の耐圧試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第1部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				

### 2 断熱性能試験のための設備（以下のいずれかのうち、該当するものを記入する。）

（告示第31条第2項第2号）

設 備	メー カー	型 式	数	備 考
重さ計（試験用ガスを充填した容器の質量を測定でき、かつ、24時間の当該ガスの気化量を測定できるもの）				
流量計（単位時間当たりの当該ガスの気化量を測定できるもの）				